「身体的拘束等の適正化のための指針」

社会福祉法人ぽっけコミュニティネットワーク

１.施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであり、当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとり が、身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

（１） サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為を禁止しています。

（２） 緊急・やむを得ない場合の例外三原則 利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの 提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性：身体拘束を行うことによる本人の日常生活等に与える悪影響を 勘案し、なお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等 の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い

②非代替性：身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討 、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認

③一時性：本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間

以上の３要件を全て満たす必要があり、組織的にかつ慎重に判断します

※身体的拘束を行う場合には、以上の３つの要件を全て満たすことが必要です。

２.身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1　法人として身体的拘束適正化検討委員会を設置します。 なお、本委員会の構成メンバーは、ポッケ（就 B)、ポッケホーム（GH)、グッディポッケ（計画相談）の管理者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、支援員（世話人）に利用者家族を加え、ポッケ（就 B）のサービス管理責任者が委員長を兼ねます。

2　また身体拘束適正化委員会は虐待防止委員会と関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深いため、法人として一体的に組織及び運営を行います。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 身体的拘束適正化検討委員会は、定期（年１回）開催します。必要な時には随時行うものとします。

5 身体的拘束適正化検討委員会は次のような内容について協議するものとします。

① 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

② 身体拘束を実施した場合の解除の検討

③ 身体拘束廃止に関する職員全体への啓発

３.身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

１　支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した啓発を行うため職員教育を行います。

２　具体的には、次のプログラムにより実施します

① 定期的な教育・研修（年１回以上）の実施

② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施し、記録を行います

③ その他必要な教育・研修の実施

４.施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、速やかにその全ての案件を身体的拘束適正化検討委員会に報告します

５.身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束を行わないことが法人としての大原則です。しかしながら緊急やむを得ない場合については以下の 手続きにより行います。

（１）第一に他の代替策を検討する。

（２）実施にあたっては必要最低限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、 経過確認の方法について検討を行う。

（３）事前もしくは事後速やかに管理者の判断を仰ぐ。

（４）事前もしくは事後速やかに家族等に連絡をする。

（５）事前もしくは事後速やかに管理者・サービス管理責任者・支援員等・家族等を招集し、身体的拘束の理由、支援及び対応方針を確認し、個別支援計画に基づき検討する。

（６）実施にあたっては、検討事項の内容等の記録を作成する。 尚、「緊急やむを得ない場合」とは、支援の工夫のみでは対処できないような一時的に発生する予測し得ない突発事態のことを指すとともに、それは利用者側の状態であり、事業者側の状態ではないことを前提に限定されるもので、以下の３要件を全て満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

①切 迫 性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可 能性が著しく高いこと。

②非代替性 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと。

③一 時 性 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下の方法により行う。

（１）原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にする。

（２）利用者の安全確認を徹底し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮する。

（３）身体的拘束を行っている期間中は、状況の記録 をとる。

（４）身体的拘束の必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。

６.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

① 利用者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、法人ホームページにていつでも全ての方が閲覧可能とする。また フロアーホールに常設し、いつでも閲覧できる環境を作ります

② 全職員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各事業所に常設し、全ての職員がいつでも 閲覧可能な環境を整備します

７.その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わる全ての職員が、本指針を理解し、 以下の点について議論して共通認識を持ち、身体的拘束等を実施しない取り組みを継続する必要があります。

・ 障害の特性、対応を理解しアセスメントに基づいた支援を提供しているか。

・ 事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の概念を軽視し安易に身体拘束を行っていないか。

・ 例外三原則と判断した後も、他の方法は無かったのかと振り返ることなく、機械的に身体拘束の判断をしていないか

附則 この指針は、令和 ４ 年 ４ 月 １ 日より施行する。

令和６年６月１日より施行する